

平成31年(2019年)4月、

「八王子市町会・自治会の 活動活性化の推進に関する条例」 を施行しました！

～町会・自治会への加入、活動に参加・協力を～



合同防災訓練(片倉台自治会・片倉台小学校)



左入町会まつり(左入町会)

あなたのまちを、
あるけるまち。
八王子



由木地区運動会(下柚木町会)



※上のイラストは、「町」をイメージした八王子市町会自治会連合会のロゴマークです。

地域にお住まいの皆さんが協力して、さまざまな活動を行っている町会・自治会。現在、市内には576団体があり、市と町会・自治会が協働し、それぞれの地域の特性を生かしながら住みよいまちづくりを進めています。安全で安心して暮らせる地域を築いていくために、皆さんも町会・自治会の活動に参加してみませんか。

今回の特集では、平成31年(2019年)に施行された、「八王子市町会・自治会の活動活性化の推進に関する条例」について多くの皆さんに知っていただくために、条例の内容と本市の町会・自治会の主な活動をお伝えします。



市内の町会・自治会の相互の連絡・調整を図り、地域の課題について情報共有しながらその解決に取り組む、八王子市町会自治会連合会の会長・秋間利久さんに伺いました。



八王子市町会自治会連合会 ☎・FAX 673・4680



長年心待ちにしていた条例が施行されたことを大変うれしく思います。今後も「向こう三軒両隣」^{ごきんじょう}「互近助けあい」の精神を広く浸透させ、各種団体と連携を今以上に深めることで、町会活動をより活発に行っていきたいと考えています。将来にわたり町会活動が持続的に発展していくためには、多くの若い方たちが町会活動に参加してもらうことが不可欠であり、新鮮な発想をもって活躍してほしいと願っています。

町会・自治会の主な活動 ～「より良いまちづくり」は地域から～

町会・自治会の活動は、以下の活動のほかにも、市からのお知らせや暮らしに関する情報などの提供、交通安全活動、市への要望など多岐に渡っています。

●環境美化活動



資源回収(川口町東部町会)

●文化・ふれあい活動



どんど焼き(原町内会)

●高齢者支援・交流



長寿を祝う会(元横山町第二町会)



▲総合防災訓練(第一小学校)

地域の力で子どもを育む学校連携活動

平成31年(2019年)4月に全小・中学校に設置が完了した学校運営協議会には、多くの町会・自治会も参画。地域に開かれ、地域とともにある学校づくりを進めています。

「日頃から町会・自治会の皆さんには、学校と連携して安心できるまちづくりに取り組み、子どもたちの豊かな成長を支えていただいています。今後も学校と町会・自治会がしっかりとスクラムを組んで様々な活動に取り組んでまいります。」(第一小学校 小池 校長)

文化ふれあい活動

お祭りや餅つき大会などの季節の行事を通して地域の交流を図り、親睦を深めています。日頃からのご近所付き合いやあいさつが、地域の連携を強くし、いざというときの「助け合いの心」につながります。

右の写真は、毎年10月に開催される「北條氏照まつり」の様子。

町会・自治会が集まって地区連合会を組織し、より広い範囲で地域の交流・課題解決に取り組んでいます。28の町会・自治会が加盟している元八王子地区町会自治会連合会では、地域の歴史文化の継承を目的に、「北條氏照まつり」を実施。地域の内外から多くの方が訪れています。



北條氏照まつり(元八王子地区町会自治会連合会)

「八王子市町会・自治会の活動活性化の推進に関する条例」

地域コミュニティの中心として活動している、町会・自治会の活動活性化を推進するための条例です。

市民力・地域力の源泉の一つである町会・自治会を中心に市、市民、大学等及び事業者がそれぞれの役割を果たすことで、地域住民が支え合いながら安心して、いきいきと暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

★条例のポイント

- ①地域コミュニティの重要性を踏まえ、市との協働によるまちづくりの重要なパートナーとして、町会・自治会の位置付けを明らかにします。
- ②市の責務を定めるとともに、市民、大学等及び事業者は、町会・自治会の活動への参加・協力を求めます。
- ③町会・自治会への加入と活動への参加・協力を促進するための支援をします。

町会・自治会の役割

- ◆自発的加入を促進するとともに、活動に参加・協力しやすくなるようにしてください。
- ◆運営の透明性の更なる向上を図り、参加しやすい開かれた組織づくりをしてください。
- ◆他の町会・自治会等、地域活動に関わる団体と連携・協力してください。

市の責務

- ◆自発的な町会・自治会の加入や会の設立促進のための支援をします。
- ◆町会・自治会に関する広報活動等必要な支援をします。
- ◆活動活性化施策実施のための町会・自治会との意見交換をします。
- ◆町会・自治会への協力依頼時に配慮します。

○協力をお願い

市民の皆さんへ

町会・自治会への加入に努め、積極的に町会・自治会の活動に参加・協力し、地域の交流を深めてください。

住宅の販売・賃貸等事業者の皆さんへ

住宅を購入・賃借する方へ重要事項を説明するときに、町会・自治会に関する情報の提供や、新たな町会・自治会の設立の促進に協力してください。

大学等及び事業者の皆さんへ

学校や事務所・事業所が所在する地域で行われる町会・自治会の活動への参加・協力や、町会・自治会を支援する市の施策に協力してください。

★市民参加・市民協働のまちづくり

本条例の策定にあたっては、条例策定検討会や市民ワークショップに市民の方々に参加していただきました。また、条例素案へのパブリックコメントでは、多くの市民の皆さんのご意見をお寄せいただきました。

今後、予定されている市政に関する計画の策定や検討会など、市民の皆さんの参加をお願いします。



第3回条例策定検討会(平成30年10月5日開催)



私が住んでいる地域では、誰がどのような活動をされているのか、あまり気にもしていませんでした。検討会に参加し、町会・自治会では、防災や防犯をはじめ、様々な地域活動が行われていることを知り、地域活動の重要性や必要性を感じました。

私たち学生も地域の一員であり、これを機会に地域の方と一緒に、住みやすいまちづくりのための地域貢献をしたいと思いました。
(条例策定検討会 川村委員)



条例の全文は上記の二次元コードからご覧ください。

散田公園・小門公園内に 集会所がオープン！

都市化が進み、現在、町会・自治会の会館・集会所建設用地を新たに確保することが困難になっています。本市では、一定の要件を満たした場合、都市公園内に集会所を設置することができるよう、平成29年度に八王子市都市公園条例を改正しました。下記集会所はその適用により設置されました。



散田公園集会所(散田公園) 平成31年2月9日落成

これまで使用していた旧会館は、築年数60年を経過し老朽化が進んでいました。この間、会員数も増加して手狭になったことから、集会所の建設に向けて準備委員会を設立し、長年に渡り検討を重ねてきました。建設準備から完成に至るまでの間、委員長を始めとする委員の皆様には、色々など苦労があったと思います。

集会所を町会活動の拠点、会員の皆様が楽しく集う場として、大いに活用していきたいと思います。

散田本町町会 後藤会長



小門公園ホール(小門公園) 平成31年2月23日落成

以前の町内会館は老朽化が進み、取り壊さざるを得ない状況に。町会内には適地がなく、建設計画は中断。近隣町会の会館をお借りしていました。町会内の公園も候補地に挙がりましたが、当初は制度の壁があり、実現は困難でした。市に相談し、市が地方分権制度による国への規制緩和の提案、公園条例改正を行い、集会所の設置が可能になりました。町会と市がともに取り組み、完成したホールは、待望の新たな拠点となりました。

小門町町会 木住野会長

「八王子市町会・自治会等掲示板設置等補助金」を町会・自治会の支援メニューとして新設しました！

町会・自治会等で管理する掲示板の新設・修繕等が助成対象となります。補助限度額は、1団体4万円まで。詳しくは、協働推進課までお問い合わせください。

「八王子市町会・自治会の活動活性化の推進に関する条例」
シンポジウムを開催

★日 時：令和元年7月7日(日) 14：00～16：00(13：30開場)

★場 所：いちょうホール 大ホール

★内 容(予定)：条例に関するパネルディスカッションや町会・自治会の活動事例の紹介を行います。

★申込み：不要(先着順)

★入場無料

ぜひお越し
ください

みなで育てよう
作ろう

地域の絆

試作のやりかたや
考加しとんや
の場

お問い合わせ先

入会申込書

入会希望の方は上記欄を満たし入会申込書の
提出をお願いします。※ FAXでも受付けます。

名 前			
住 所			
電 話		FAX	
Eメール			

会員登録へ掲載してもよろしいですか？

はい

いいえ

※ 提出された会員情報は、町会・地区活動のみ目的に使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

見聞・相談等ございましたら速速くご連絡ください!!

裏面あり

町会・自治会加入のお問い合わせは
協働推進課へ

お問い合わせ 協働推進課 ☎ 620・7401、FAX 626・0253

